

別表第1（第14条関係）

（平成24規則75・一部改正）

技術分野	先端技術機器等
エレクトロニクス	産業用ロボット 数値制御工作機械 コンピュータ援用設計機器 コンピュータ援用製造機器 フレキシブル生産システム機器 マシニングセンタ これらと同等の技術を用い、又は技術が付加されていると市長が認めるもの
新素材	金属・合金関連機器 高分子関連機器 セラミック関連機器 これらと同等の技術を用い、又は技術が付加されていると市長が認めるもの
エネルギーマネジメント	再生可能エネルギー関連機器 自家発電関連機器 デマンド監視関連機器 異種エネルギーへ転換するための機器 これらと同等の技術を用い、又は技術が付加されていると市長が認めるもの